

王者然後改元立號傳疏見左漢人紀元の法に倣はば、緯書佛氏等異端冥妄の説取るに足らざるなり。「年年隨筆」辛酉は革命とて、いみじうあしかる年とぞ、何事のあらむとすらむゆ、しき事也。それも運によりてあたらぬこともありとぞ、諸道の勘文をめさるといふ、ことし元年享和享和はあたれりやあたらすや、きかまほし、寺々にも仰事ありて、御祈元年どもありときくはいみじう尊し、其みす法の名、金門鳥敏、々々々々とは、カノトノトリノトシといふ事なりとぞ、まことにやあらん、はかなたち戯にちかくて、御法の尊くめでたかるべきには打あはぬこ、ちす、例なれば改元あるべし、寛政といふ年號、政の字はじめて用られつるに、十三までつゝきて、造内裏以下よき事のかぎりなりければ、めでたき例にぞなるべき。

辛酉の改元は延喜の度をはじめとす。清行の宰相の勘奏によられたる也、さるは易緯に、辛酉爲革命、甲子爲革令とありて、鄭玄が説に、天道不遠、三五而變、六甲爲一元、四六二六交相乘、七玄有三變、三七相乘、廿一元爲一蔀、合千三百廿年とあるによりて、神武天皇元年を一部の首として、齊明天皇六年庚申まで千三百廿年、天智天皇即位の年齊明天八年の辛酉を第二の蔀首として、昌泰三年まで二百四十年、四六相乗の數みちて、延喜元年は大變革命の運なりとぞ、もし此説によらば、今年元年享和は第四の四六よりは六十年おくれ、第三の蔀首よりは百八十年さきだちて、大變の運にはあたらぬにやあらむ、諸道の勘答はいかゞあらん、いぶかしきことなり、さてかの善家の革命勘文に、明年辛酉、當帝王革命之期、君臣剝賊之運云々、又北野の右大臣とておはしまし、に書たてまつりて、明年辛酉、運當變革、二月建卯口動干戈、遭凶衝禍、雖不知誰是、引弩射市、當中薄命云云、伏冀知其止足、察其榮分、擅風情於烟霞、藏山智於丘壑、後世仰視不亦可乎、努々力々、勿忽鄙言とあり、やがてその辛酉の正月に、北野の御事をあしさまに申せるものありて、左遷し玉へるは、まことに掌をさすがごとく、あさましきまでなむ、神武天皇元年を辛酉とさだめたるがうきたる